

件名	愛媛県国民保護協議会条例の一部を改正する条例
主管課	危機管理課
根拠法令等	国民保護法（平成16年6月18日法律第112号）
<p>【改正の概要】</p> <p>災害対策基本法の改正（平成24年6月27日公布・施行）に伴い、愛媛県防災会議委員の見直しを行った結果、定数の上限を引き上げる必要があることから、国民保護協議会委員についても、防災会議委員と同様の委員を委嘱しているため、併せて定数の引き上げを行うもの。</p> <p>〔改正箇所〕</p> <p>（改正前）</p> <p>第2条 協議会の委員の定数は、<u>40</u>人以内とする。</p> <p>第5条 協議会に、幹事 <u>30</u>人以内を置く。</p> <p>（改正後）</p> <p>第2条 協議会の委員の定数は、<u>55</u>人以内とする。</p> <p>第5条 協議会に、幹事 <u>45</u>人以内を置く。</p>	
施行日	平成24年10月23日
<p>【その他参考事項】</p>	